

資産等報告書に関する 審　查　報　告　書

令和4年8月30日

国分寺市政治倫理審査会

1 資産等報告書の提出状況

国分寺市政治倫理条例（平成13年条例第52号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定により資産等報告書の提出を義務付けられている市長、副市長2名、教育長（以下「市長等」という。）及び市議会議員（以下「議員」という。）22名並びに同条第3項の規定により資産等報告書の提出を義務付けられている当該職を退いた市議会議員（以下「元議員」という。）2名は、資産等報告書を市長等にあっては市長に、議員及び元議員にあっては議長に提出した。

国分寺市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、市長等、議員及び元議員の資産等報告書を6月15日に市長より受け取り、審査を求められた。

2 審査の経過

令和4年8月17日及び8月30日に審査会を開催した。審査の概要は、次のとおりである。

第1回 8月17日（水） 資産等報告書の審査

第2回 8月30日（火） 審査報告書の検討及び作成

3 審査の内容及び結果

審査会は、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するため、市長等及び議員が職務を遂行する上で公正性及び高潔性を実証するという条例の趣旨を十分に踏まえ、条例等（条例、国分寺市政治倫理条例施行規則（平成14年規則第4号）、国分寺市教育委員会教育長の政治倫理に関する規則（平成14年教委規則第5号）及び国分寺市議会議員の政治倫理に関する規程（平成14年議会訓令第2号）をいう。）及び審査会で諮った審査方法により公正を旨として、市長等、議員及び元議員の資産等報告書の審査を行った。

その結果は、以下のとおりである。

(1) 資産等報告書中(1)「資産等」に関する部分

ア「土地」，イ「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」，ウ「建物」，エ「預金・貯金」，オ「有価証券」，カ「動産」，キ「ゴルフ場の利用に関する権利」，ク「貸付金」について，不明確な記載は認められなかつた。

ケ「借入金」について，添付書類に不足があつた者に対して，添付書類の提出を求め，後日提出があつた。

(2) 資産等報告書中(2)「収入，贈与等」に関する部分

ア「給与，事業収入，賃貸料，報酬，謝礼金，不動産譲渡収入その他これらに類する収入」及びイ「贈与及びもてなし」について，不明確な記載は認められなかつた。

(3) 資産等報告書中(3)「税等の納付状況」に関する部分

「税等の納付状況」について，不明確な記載は認められなかつた。

4 審査会の指摘・要望事項

資産等報告書の審査に当たり，平成14年度の審査会設置以来，審査を行いやすくするために工夫すべき点，条例の趣旨をより生かすために改善すべき点等を審査会の指摘・要望事項として提言を行い，令和3年度は8つの項目について提言を行つた。

地方公共団体における市長等の資産の公開については，政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律（平成4年法律第100号。以下「資産公開法」という。）第7条（地方公共団体における資産等の公開）の規定に基づき設置された条例において，対象を首長に限定し，報告書の閲覧についてのみ定める自治体が多数である中，国分寺市は，条例の制定以来，議員並びに副市長及び教育長の資産等についても公開の対象とするとともに，提出さ

れた報告書について本審査会の審査に付すことを義務付けるなど、政治倫理の確立のため独自の取組を実施してきた。これらの取組を前進させるため改善すべき点等について以下の提言を行う。

市長等及び議員におかれでは、条例の目的を尊重し、十分検討していただきたい。

(1) (1)資産等のうちア土地からウ建物までの項目については、固定資産税の課税標準額及び共有の場合についてはその持分を記載することとしている。しかし、共有により不動産を所有する場合は、課税標準額は必ずしも資産の実態を表す指標とはならない。資産等報告書が市民の閲覧に供されることも踏まえれば、より分かりやすい表記が望ましく、持分対応額（課税標準額に持分割合を乗じた金額をいう。）を併記するなど資産等報告書に記載する事項の追加について検討を求める。

(2) また、さらなる透明性の向上を図るため、(1)資産等のうちア土地からウ建物までの項目についても有価証券その他の項目と同様に、譲渡又は取得を行った場合は、その価格を資産等報告書の記載事項に加えることについて検討を求める。

(3) (1)資産等のうちエ預金及び貯金については、審査会の平成14年度から平成16年度までの3年続けての提言を受け、平成17年度から定期預金・貯金に加え、1口座につき1,000,000円を超える定期預金・貯金以外の預金・貯金を報告事項に含める改正を行ったことは評価するものであるが、市長等及び議員が職務を遂行する上での公正性及び高潔性を実証し、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するという条例の目的に鑑みれば、報告の対象を1口座ごとの金額により限定する意義は乏しい。資産の状況の把握がより厳格になされるために、預金・貯金については、所有する全ての預金・貯金の総額を開示し、かつ、その証明書類を添付することを改め

て求める。

- (4) 社会情勢の変化等により、暗号資産等金融商品が多様化している現在において資産の状況を的確に把握できるよう、資産等報告書に記載する事項の拡充を求める。
- (5) 例年、前年度と比較して資産等報告書の内容に大きな変動があった場合において、資産等報告書及び添付資料の内容からその経緯に確認が必要な点があるときは、審査会からの照会により、対象となる者に事実の説明を求めてきたところである。その点については、事務局を通じてあらかじめ疎明があり、照会によらず一定の事実が明らかとなったことから、運用の改善が認められる。市長等及び議員が職務を遂行する上での公正性及び高潔性を実証するという条例の趣旨に鑑みれば、また、審査会における資産等報告書の審査を円滑に行うという観点からも、前年度と比較して資産等報告書の内容に大きな変動があった場合は、資産等報告書その他の書類においてその経緯が明らかとなることを求める。
- (6) 資産公開法を基準として定められた資産等報告書の記載項目については、いわゆるフロー・ストックの観点において対象者の資産、所得等を網羅的に把握する機能を果たしているとは必ずしも言えないため、さらなる取組としてこれらの視点を取り入れた資産等報告の在り方について検討することを求める。
- (7) 資産等報告書の提出期限後に、誤記等を理由に訂正届が提出されている。審査会での審査において、正確な資料の提出が必要であることは言うまでもなく、また、条例第5条第7項の規定により資産等報告書が提出期限の日から15日以内に市民の閲覧に供される点に鑑みれば、資産等報告書の作成に当たっては細心の注意を払い、正確に記載することを求める。

5 審査会委員

職名	氏名	職業
会長	酒井雅弘	弁護士
副会長	長野啓江	税理士
委員	國松偉公子	司法書士・行政書士
委員	清水裕二	弁護士
委員	福川裕徳	大学教授